

川崎市共済告示第1号

川崎市職員共済組合定款（昭和37年12月1日共済告示第4号）の一部を変更したのでここに告示する。

令和7年3月31日

川崎市職員共済組合

理事長 加藤 順一

第34条の2第1項の表中「1,000分の53.2」を「1,000分の52.0」に、「1,000分の9.0」を「1,000分の8.0」に、「1,000分の2.59」を「1,000分の2.52」に改める。

第34条の3中「1,000分の106.4」を「1,000分の104.0」に、「1,000分の18.0」を「1,000分の16.0」に改める。

第35条の2中「令和6年度」を「令和7年度」に、「2,305円」を「2,395円」に改める。

附 則（令和7年3月 日共済告示第1号）

- 1 この変更は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の2第1項及び第34条の3の規定は、令和7年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。